

令和3年度定期監査(4)(建築工事)監査結果報告書

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第1項および第4項の規定により、令和3年度定期監査(4)を実施したので、同条第9項の規定に基づき下記のとおり監査結果を報告する。

記

1 概要

(1) 実施時期

令和3年8月5日から同月26日までの間において実日数4日間

(2) 実施内容

令和3年度練馬区監査基本計画に基づき、練馬区監査委員監査基準に準拠し、対象工事の計画、設計、積算および施工が適正に執行されているか等を、技術面を中心に検証した。

ア 一般的・共通留意事項

- (ア) 計画、調整および手続等が、適切かつ合理的に処理されているか。
- (イ) 設計は現場の実情に適合し、かつ合理的か。また、設計図書の表現は適切か。
- (ウ) バリアフリー、環境等への配慮はされているか。
- (エ) 積算は基準等に基づき適正に実施され、かつ単価、歩掛り等は適切か。
- (オ) 契約の方法および手続は、適正に行われているか。
- (カ) 工事のための提出書類および諸手続が、適切に実施処理されているか。
- (キ) 設計図書に沿って施工が適正、的確に行われているか。
- (ク) 現場等の安全管理は適切に行われているか。また、品質管理等は適正に行われているか。
- (ケ) 工事および工程の監督・管理(監理)は適切に行われているか。
- (コ) 検査は適正に行われているか。また、完了案件については、竣工後の手続は適切に処理されているか。

イ 重点事項

- (ア) 建設廃棄物の法令手続は遵守されているか。
- (イ) 学校生徒(児童)・周辺区民の安全対策は適切に行われているか。
- (ウ) 法令等を遵守して施工をしているか。また、現場の監督・管理(監理)は適切に行われているか。

(3) 対象工事

ア 練馬区立北町小学校南校舎屋上防水および外壁等改修工事

- 練馬区立北町小学校空調設備およびトイレ等改修機械設備工事
- 練馬区立北町小学校空調設備およびトイレ等改修電気設備工事
- イ 練馬区立石神井西中学校屋内運動場空調機設置工事
- 練馬区立石神井西中学校屋内運動場空調機設置に伴う受変電設備等改修工事

(4) 対象部課

- ア 施設管理担当部施設整備課
- イ 教育委員会事務局教育振興部学校施設課

2 監査結果

監査の結果、適正に行われていた。